

環境総発第 2103161 号

環政総発第 2103161 号

令和 3 年 3 月 16 日

各都道府県 環境担当部（局）長 殿

環境省大臣官房総務課長

環境省大臣官房総合政策課企画評価・政策プロモーション室長

（ 公 印 省 略 ）

環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令等の施行について

環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和 3 年環境省令第 2 号）等が本日公布、施行されたところであるが、その改正の趣旨、内容等については下記のとおりであるので、貴職におかれては、下記事項に留意の上、その積極的な活用を検討されるとともに、貴管下市町村等に対しては貴職より周知願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

1 制定の趣旨

地方分権に係る「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和元年 12 月 23 日閣議決定）において、地方公共団体の要望に基づき、環境省所管法令（他府省との共管法令を含む。）で定められている立入検査等に係る身分証明書について、「地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、各法令の趣旨・目的に鑑み、様式の規格の統一化等について課題等を整理しながら検討し、令和 2 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる」ことが決定された。

これを踏まえ、今般、環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（下記 2（1）参照）を制定し、環境省の所管する各法律の施行規則等で定める既存の身分証明書の様式に加えて、複数の法令に基づく身分証明書を統合した 1 枚の新たな様式（以下「統合様式」という。）を用いて身分証明書を作成することができる旨を規定することとした。

また、環境省と他府省（内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省）との共管法令についても、共管府省の組合せごとに新たな共同府省令5本（下記2（2）から（6）まで参照）を制定し、上記環境省令と同一の様式を定めることにより、各共管法令の施行規則等で定める既存の身分証明書の様式に加えて、各共管法令のみならず、環境省専管法令及び各共管法令に基づく身分証明書を1枚の統合様式により作成して用いることを可能とすることとした。

さらに、法令に規定する立入検査等に係る身分証明書について現行の施行規則等において様式の定めのないもの（下記2（7）参照）及び地方公共団体の条例に基づく立入検査等に係る身分証明書についても、各地方公共団体の条例又は内規等においてこれらの身分証明書の様式について特段の制約を定めていない限りにおいて、今般規定する統合様式を用いることを可能とすることとした。

2 制定された府省令の概要

（1）環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和3年環境省令第2号）

以下に掲げる環境省専管の法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分証明書の様式について、各法律の施行規則等で定める既存の身分証明書の様式に加えて、統合様式を用いることができる旨を規定した。

- ・温泉法（昭和23年法律第125号）第28条第1項及び第35条第1項
- ・自然公園法（昭和32年法律第161号）第17条第1項、第30条第1項、第35条第2項（自然公園法施行令（昭和32年政令第298号）附則第3項第5号の規定により適用する場合を含む。）、第37条第2項及び第62条第1項
- ・大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第26条第1項
- ・騒音規制法（昭和43年法律第98号）第20条第1項
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の13第1項及び第19条第1項
- ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第22条第1項
- ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第20条第1項
- ・自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第31条第1項
- ・動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第24条第1項（同法第24条の2第3項において準用する場合及び同法第24条の4第1項において読み替えて準用する場合を含む。）、第25条第5項及び第33条第1項
- ・公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）第139条第1項及び第140条第1項
- ・振動規制法（昭和51年法律第64号）第17条第1項

- ・浄化槽法（昭和58年法律第43号）第53条第2項
- ・湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）第21条第1項（同法第22条において準用する場合を含む。）及び第32項第1項
- ・特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（平成6年法律第9号）第18条第1項
- ・ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第27条第4項及び第34条第1項
- ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）第25条第1項
- ・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第14条第4項並びに第54条第1項及び第3項から第5項まで
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第75条第2項から第4項まで
- ・平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号）第34条第3項及び第50条第5項

(2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の規定に基づく立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する命令（令和3年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）第41条第1項から第4項までの規定に基づく立入検査の際に携帯する職員の身分証明書の様式について、自動車運送事業者等以外の事業者に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための計画の提出方法を定める命令（平成14年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）第5条で定める既存の身分証明書の様式に加えて、統合様式を用いることができる旨を規定した。

(3) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の規定に基づく立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和3年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）第11条第1項の規定に基づく立入検査の際に携帯する職員の身分証明書の様式について、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則（昭和46年大蔵省・厚生省・

農林省・通商産業省・運輸省令第3号)第38条で定める既存の身分証明書の様式に加えて、統合様式を用いることができる旨を規定した。

- (4) 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律の規定に基づく立入調査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令(令和3年農林水産省・環境省令第1号)

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和45年法律第139号)第13条第1項の規定に基づく立入調査の際に携帯する職員の身分証明書の様式について、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第13条第1項の規定による立入調査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令(平成17年農林水産省・環境省令第3号)で定める既存の身分証明書の様式に加えて、統合様式を用いることができる旨を規定した。

- (5) 経済産業省及び環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令(令和3年経済産業省・環境省令第1号)

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)第92条第1項及び使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)第131条第1項の規定に基づく立入検査の際に携帯する職員の身分証明書の様式について、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則(平成26年経済産業省・環境省令第7号)第92条第2項及び使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則(平成14年経済産業省・環境省令第7号)第140条で定める既存の身分証明書の様式に加えて、統合様式を用いることができる旨を規定した。

- (6) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律の規定に基づく立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令(令和3年経済産業省・国土交通省・環境省令第2号)

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年法律第51号)第30条第2項の規定に基づく立入検査の際に携帯する職員の身分証明書の様式について、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則(平成18年経済産業省・国土交通省・環境省令第1号)第34条で定める既存の身分証明書の様式に加えて、統合様式を用いることができる旨を規定した。

- (7) 環境省の所管する法律(共管法令を含む。)に規定する立入検査等に係る身分証明書について現行の施行規則等において様式の定めのないもの

以下に掲げる環境省所管の法律(共管法令を含む。)の規定に基づく立入検査等の

際に携帯する職員の身分証明書の様式について、各地方公共団体の条例又は内規等において特段の制約を定めていない限り、今般規定する統合様式を用いることができることとした。

- ・工業用水法（昭和 31 年法律第 146 号）第 22 条第 1 項及び第 25 条第 1 項
- ・建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和 37 年法律第 100 号）第 11 条第 1 項及び第 14 条第 1 項
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）第 43 条第 1 項
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 31 条第 1 項

3 統合様式の記載内容等

統合様式中第 1 面には、発行された身分証明書を識別するための発行番号並びに立入検査等をする職権を有する職員の職名、氏名及び生年月日を記載し、当該職員の顔写真を貼付するとともに、身分証明書の交付日及び有効期限を記載し、発行者が押印するものとする。

有効期限については、従来どおり各地方公共団体において設定するものとする。なお、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成 23 年環境省令第 33 号）様式第 8 号及び様式第 11 号で従来 2 年間と定めていた有効期限についても、他の規則の現行様式と同様に各地方公共団体において設定するものとしたところであるが（環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令附則第 2 条による改正）、本省令の施行の際現に公布されている身分証明書については、有効期限までの間引き続き使用して差し支えない。

統合様式中第 2 面の「法令の条項」の欄には、上記 2（1）から（7）までに掲げる立入検査等の根拠となる法律の条項及び立入検査等の根拠となる条例の条項のうち統合の対象とするものを選択して記載することとする。「該当の有無」の欄については、「法令の条項」の欄に記載のある各条項について、身分証明書の発行を受ける職員が立入検査等の職権を有するものには「○」を、有しないものには「－」を記載することとする（当該地方公共団体又は各部局等が所管する全ての法令の条項を列記した上で職員ごとに権限の有無を示す「○」又は「－」を「該当の有無」の欄に記載するほかに、当該職員が立入検査等の権限を有する法令の条項のみを列記した上で全ての「該当の有無」の欄に「○」印を記載することとしても差し支えない。）。同一法令中に立入検査等に係る複数の条項があり、当該職員の権限がそのうちの一部の規定に基づく立入検査等に限定

されている場合には、権限を有する範囲が明らかとなるよう当該法令中の対象条項を特定して記載することとする。

統合様式に基づく身分証明書は用紙1枚で作成することとする。地方公共団体等ごとに列挙する法令の条項の数が大きく異なると考えられることから、用紙及び貼付する写真のサイズは各地方公共団体等において設定できることとするとともに、第2面については、表面に記載するほか、備考4のとおり、全部又は一部を裏面に記載することができることとする。

既存の身分証明書の様式に記載のある立入検査等の根拠となる法令の条文（2（7）に掲げる法令に規定する立入検査等に係るものを含む。）については、立入検査等の際に事業者等から照会があった場合には、あらかじめ身分証明書の裏面に記載しておきこれを提示する方法のほか、別紙に印刷し若しくは電子機器に表示した条文を提示する、又は条文の参照方法を口頭で伝達するなど、適当な方法により対応されたい（別添の参照条文一覧を適宜活用されたい。）。

注：以下に記載する参照条文は、既存の身分証明書の様式に記載されている立入検査等の根拠となる法令の条文を抜粋したものであることから、法律によって記載する内容や範囲が異なっています。また、国及び地方公共団体の職員が共通に用いる身分証明書の様式に記載されている条文のうち国の職員のみに係る条文を削除したり、省略記号の表記を整理したりするなど、既存の様式に記載されている条文と一部異なる箇所があります。

2 (1) 関係

○温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）（抄）

（報告徴収及び立入検査）

第 28 条 都道府県知事は、温泉成分分析の適正な実施を確保するために必要な限度において、温泉成分分析を行う者に対し、その温泉成分分析に関し必要な報告を求め、又はその職員に、その者の事務所若しくは分析施設に立ち入り、温泉成分分析に使用する器具、機械若しくは装置、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（立入検査）

第 35 条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削の工事の場所、温泉の採取の場所又は温泉利用施設に立ち入り、土地の掘削若しくは温泉の採取の実施状況、温泉のゆう出量、温度、成分若しくは利用状況、可燃性天然ガスの発生の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。

2 第 28 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

（政令で定める市の長による事務の処理）

第 36 条 第 4 章、第 33 条第 1 項（第 31 条第 2 項の規定による処分に係る部分に限る。）、第 34 条（温泉を湧出させる目的で土地を掘削する者に対する報告の徴収に係る部分を除く。）又は第 35 条第 1 項（温泉を湧出させる目的で行う土地の掘削の工事の場所への立入検査に係る部分を除く。）の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）第 5 条第 1 項の政令

で定める市（次項において「保健所を設置する市」という。）又は特別区の長が行うこととすることができる。

2 （略）

第 41 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

一～六 （略）

七 第 28 条第 1 項又は第 35 条第 1 項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

○自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）（抄）

（報告徴収及び立入検査）

第 17 条 環境大臣は第 10 条第 3 項の認可を受けた者に対し、都道府県知事は前条第 3 項の認可を受けた者に対し、この節の規定の施行に必要な限度において、その国立公園事業若しくは国定公園事業の執行状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その国立公園事業若しくは国定公園事業に係る施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（報告徴収及び立入検査）

第 30 条 環境大臣又は都道府県知事は、第 24 条から次条までの規定の施行に必要な限度において、指定認定機関に対し、その認定関係事務に関し報告を求め、又はその職員に、指定認定機関の事務所に立ち入り、指定認定機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（報告徴収及び立入検査）

第 35 条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の保護のために必要があると認めるときは、第 20 条第 3 項、第 21 条第 3 項、第 22 条第 3 項若しくは第 23 条第 3 項第 7 号の規定による許可を受けた者又は第 33 条第 2 項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置を執るべき旨を命ぜられた者に対して、当該

行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

- 2 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、第 20 条第 3 項、第 21 条第 3 項、第 22 条第 3 項、第 23 条第 3 項第 7 号、第 33 条第 2 項又は前条の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に、当該公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第 20 条第 3 項各号、第 21 条第 3 項各号、第 22 条第 3 項各号、第 23 条第 3 項第 7 号若しくは第 33 条第 1 項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。
- 3 前項の規定による立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(利用のための規制)

第 37 条 国立公園又は国定公園の特別地域、海城公園地区又は集団施設地区内においては、何人も、みだりに次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 当該国立公園又は国定公園の利用者に著しく不快の念を起こさせるような方法で、ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。
 - 二 著しく悪臭を発散させ、拡声機、ラジオ等により著しく騒音を発し、展望所、休憩所等をほしいままに占拠し、嫌悪の情を催させるような仕方で客引きをし、その他当該国立公園又は国定公園の利用者に著しく迷惑をかけること。
- 2 国又は都道府県の当該職員は、特別地域、海城公園地区又は集団施設地区内において前項第 2 号に掲げる行為をしている者があるときは、その行為をやめるべきことを指示することができる。
 - 3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(実地調査)

第 62 条 環境大臣は国立公園若しくは国定公園の指定、公園計画の決定若しくは公園事業の執行又は国立公園の公園事業の決定に関し、都道府県知事は国定公園の指定若しくはその区域の拡張に係る申出、公園計画の決定若しくは追加に係る申出若しくは公園事業の決定又は公園事業の執行に関し、環境大臣以外の国の機関は公園事業の執行に関し、実地調査のため必要があるときは、それぞれ当該職員をして、他人の土地に立ち入らせ、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくは垣、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。ただし、道路法その他他の法律に実地調査に関する規定があるときは、当該規定の定めるところによる。

2・3 (略)

4 第1項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第86条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一 第17条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

二・三 (略)

四 第30条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

五～七 (略)

八 第35条第2項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

九 国立公園又は国定公園の特別地域、海域公園地区又は集団施設地区内において、みだりに第37条第1項第1号に掲げる行為をした者

十 国立公園又は国定公園の特別地域、海域公園地区又は集団施設地区内において、第37条第2項の規定による当該職員の指示に従わないで、みだりに同条第1項第2号に掲げる行為をした者

十一 第62条第5項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げた者

附 則

(都道府県が処理する事務)

9 この法律に規定する環境大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、当分の間、政令で定める都道府県の知事が行うこととすることができる。

○自然公園法施行令(昭和32年政令第298号)(抄)

附 則

(都道府県が処理する事務)

3 法に規定する環境大臣の権限に属する事務のうち次に掲げるもので、指定区域(別表に掲げる都道府県の区域に属する国立公園の区域内の区域のうち当該都道府県の知事の申出に係るもので、環境大臣が指定するものをいう。附則第6項において同じ。)に係るものは、当該都道府県の知事が行うこととする。この場合においては、法中前段に規定する事務に係る環境大臣に関する規定(法第64条第2項、第3項及び第5項を除く。)は、当該都道府県の知事に関する規定として当該都道府県の知事に適用があるものとする。

る。

一～四 (略)

五 法第 35 条第 1 項の規定による報告徴収 (第 1 号及び第 2 号に規定する許可を受けた者並びに第 3 号に規定する命令を受けた者に係るものに限る。) 並びに同条第 2 項の規定による立入検査及び立入調査(前各号に掲げる事務の処理に関するものに限る。)に関する事務

○大気汚染防止法 (昭和 43 年法律第 97 号) (抄)

(報告及び検査)

第 26 条 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、ばい煙発生施設を設置している者、特定施設を工場若しくは事業場に設置している者、揮発性有機化合物排出施設を設置している者、一般粉じん発生施設を設置している者、特定粉じん排出者、解体等工事の発注者若しくは受注者、自主施工者、特定工事を施工する者若しくは水銀排出施設を設置している者に対し、ばい煙発生施設の状況、特定施設の事故の状況、揮発性有機化合物排出施設の状況、一般粉じん発生施設の状況、特定粉じん発生施設の状況、解体等工事に係る建築物等の状況、特定粉じん排出等作業の状況、水銀排出施設の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、ばい煙発生施設を設置している者、特定施設を工場若しくは事業場に設置している者、揮発性有機化合物排出施設を設置している者、一般粉じん発生施設を設置している者若しくは特定粉じん排出者の工場若しくは事業場、解体等工事に係る建築物等、解体等工事の現場若しくは水銀排出施設を設置している者の工場若しくは事業場に立ち入り、ばい煙発生施設、ばい煙処理施設、特定施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、解体等工事に係る建築物等、水銀排出施設その他の物件を検査させることができる。

2 (略)

3 第 1 項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(政令で定める市の長による事務の処理)

第 31 条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市 (特別区を含む。以下同じ。) の長が行うこととすることができる。

2 (略)

第 35 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

一～三 (略)

四 第 26 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

※令和 3 年 4 月 1 日以降、第 26 条第 1 項及び第 35 条第 4 号は以下のとおりとなります。

(報告及び検査)

第 26 条 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、ばい煙発生施設を設置している者、特定施設を工場若しくは事業場に設置している者、揮発性有機化合物排出施設を設置している者、一般粉じん発生施設を設置している者、特定粉じん排出者、解体等工事の発注者、元請業者、自主施工者若しくは下請負人若しくは水銀排出施設を設置している者に対し、ばい煙発生施設の状況、特定施設の事故の状況、揮発性有機化合物排出施設の状況、一般粉じん発生施設の状況、特定粉じん発生施設の状況、解体等工事に係る建築物等の状況、特定粉じん排出等作業の状況、水銀排出施設の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、ばい煙発生施設を設置している者、特定施設を工場若しくは事業場に設置している者、揮発性有機化合物排出施設を設置している者、一般粉じん発生施設を設置している者若しくは特定粉じん排出者の工場若しくは事業場、解体等工事に係る建築物等、解体等工事の現場、解体等工事の元請業者、自主施工者若しくは下請負人の営業所、事務所その他の事業場若しくは水銀排出施設を設置している者の工場若しくは事業場に立ち入り、ばい煙発生施設、ばい煙処理施設、特定施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、解体等工事に係る建築物等、水銀排出施設その他の物件を検査させることができる。

2～4 (略)

第 35 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30 万円以下の罰金に処する。

一～三 (略)

四 第 26 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

○騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）（抄）

(報告及び検査)

第 20 条 市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定施設を設置する者若しくは特定建設作業を伴う建設工事を施工する者に対し、特定施設の状況、特定建設作業の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、特定施設を設置する者の特定工場等若しくは特定建設作業を伴う建設工事を施工する者の建設工事の場所に立ち入り、特定施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第 31 条 第 7 条第 1 項、第 8 条第 1 項若しくは第 14 条第 1 項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は第 20 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、3 万円以下の罰金に処する。

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）（抄）

(報告及び検査)

第 15 条の 13 環境大臣は、第 15 条の 6 各号に掲げる業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、センターに対し、当該業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、センターの事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(立入検査)

第 19 条 都道府県知事又は市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、事業者、一般廃棄物若しくは産業廃棄物若しくはこれらであることの疑いのある物の収集、運搬若しくは処分を業とする者その他の関係者の事務所、事業場、車両、船舶その他の場所、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設のある土地若しくは建物若しくは第 15 条の 17 第 1 項の政令で定める土地に立ち入り、廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の保管、収集、運搬若しくは処分、一般廃棄物処理施設若し

くは産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理若しくは同項の政令で定める土地の状況若しくは指定区域内における土地の形質の変更に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物を無償で収去させることができる。

2 (略)

3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(緊急時における環境大臣の事務執行)

第24条の3 第18条第1項又は第19条第1項(第17条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県知事の権限に属する事務は、生活環境の保全上特に必要があると環境大臣が認める場合にあつては、環境大臣又は都道府県知事が行うものとする。この場合においては、この法律の規定中都道府県知事に関する規定(当該事務に係る部分に限る。)は、環境大臣に関する規定として環境大臣に適用があるものとする。

2 (略)

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)(抄)

(都道府県が行う事務)

第13条 法第15条の8、第15条の13及び第15条の14に規定する環境大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うこととする。この場合においては、法の規定中この項本文に規定する事務に係る環境大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

○水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)(抄)

(報告及び検査)

第22条 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定事業場若しくは有害物質貯蔵指定事業場の設置者若しくは設置者であつた者に対し、特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の状況、汚水等の処理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その者の特定事業場若しくは有害物質貯蔵指定事業場に立ち入り、特定施設、有害物質貯蔵指定施設その他の物件を検査させることができる。

2 (略)

3 (略)

4 第1項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

5 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(政令で定める市の長による事務の処理)

第28条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務(第4条の3第1項、第4条の5第1項及び第2項、第14条の8第1項、第14条の9第6項並びに第16条第1項に規定する事務を除く。)の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市(特別区を含む。次項において同じ。)の長が行うこととすることができる。

2 (略)

第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一～三 (略)

四 第22条第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

○悪臭防止法(昭和46年法律第91号)(抄)

(報告及び検査)

第20条 市町村長は、第8条第1項若しくは第2項又は第10条第3項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、当該事業場を設置している者に対し、悪臭原因物を発生させている施設の運用の状況、悪臭原因物の排出防止設備の設置の状況、事業場における事故の状況及び事故時の応急措置その他悪臭の防止に関し必要な事項の報告を求め、又はその職員に、当該事業場に立ち入り、悪臭の防止に関し、悪臭原因物を発生させている施設その他の物件を検査させることができる。

2 (略)

3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第1項又は第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第28条 第20条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の

規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、30万円以下の罰金に処する。

○自然環境保全法（昭和47年法律第85号）（抄）

（実地調査）

第31条 環境大臣は自然環境保全地域の指定若しくはその区域の拡張、自然環境保全地域に関する保全計画の決定若しくは変更又は自然環境保全地域に関する保全事業の執行に関し、環境大臣以外の国の機関又は地方公共団体の長は自然環境保全地域に関する保全事業の執行に関し、実地調査のため必要があるときは、それぞれその職員に、他人の土地に立ち入り、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくはかき、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。ただし、他の法律に実地調査に関する規定があるときは、当該規定の定めるところによる。

2 国の機関又は地方公共団体の長は、その職員に前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者（所有者の住所が明らかでないときは、その占有者。以下この条において同じ。）及び占有者並びに木竹又はかき、さく等の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。

3 第1項の職員は、日出前及び日没後においては、宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ってはならない。

4 第1項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

5 土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくはかき、さく等の所有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げてはならない。

第56条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一～四 （略）

五 第31条第5項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げた者

六 （略）

○動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）（抄）

（第一種動物取扱業の登録）

第10条 動物（哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するものに限り、畜産農業に係るもの及び試験研究用又は生物学的製剤の製造の用その他政令で定める用途に供するために飼養し、又は保管しているものを除く。以下この節から第四節までにおいて同じ。）の取扱業（動物の販売（その取次ぎ又は代理を含む。次項及び第21条の4において同じ。）、保管、貸

出し、訓練、展示（動物との触れ合いの機会の提供を含む。第 22 条の 5 を除き、以下同じ。）その他政令で定める取扱いを業として行うことをいう。以下この節、第 37 条の 2 第 2 項第 1 号及び第 46 条第 1 号において「第一種動物取扱業」という。）を営もうとする者は、当該業を営もうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては、その長とする。以下この節から第 5 節まで（第 25 条第 7 項を除く。）において同じ。）の登録を受けなければならない。

2・3 （略）

（報告及び検査）

第 24 条 都道府県知事は、第 10 条から第 19 条まで及び第 21 条から前条までの規定の施行に必要な限度において、第一種動物取扱業者に対し、飼養施設の状況、その取り扱う動物の管理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該第一種動物取扱業者の事業所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

（第一種動物取扱業者であつた者に対する勧告等）

第 24 条の 2 都道府県知事は、第一種動物取扱業者について、第 13 条第 1 項若しくは第 16 条第 2 項の規定により登録がその効力を失つたとき又は第 19 条第 1 項の規定により登録を取り消したときは、その者に対し、これらの事由が生じた日から二年間は、期限を定めて、動物の不適正な飼養又は保管により動物の健康及び安全が害されること並びに周辺的生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため必要な勧告をすることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 都道府県知事は、前 2 項の規定の施行に必要な限度において、第 13 条第 1 項若しくは第 16 条第 2 項の規定により登録がその効力を失い、又は第 19 条第 1 項の規定により登録を取り消された者に対し、飼養施設の状況、その飼養若しくは保管をする動物の管理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該者の飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。

4 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(第二種動物取扱業の届出)

第 24 条の 2 の 2 飼養施設（環境省令で定めるものに限る。以下この節において同じ。）を設置して動物の取扱業（動物の譲渡し、保管、貸出し、訓練、展示その他第 10 条第 1 項の政令で定める取扱いに類する取扱いとして環境省令で定めるもの（以下この条において「その他の取扱い」という。）を業として行うことをいう。以下この条及び第 37 条の 2 第 2 項第 1 号において「第二種動物取扱業」という。）を行おうとする者（第 10 条第 1 項の登録を受けるべき者及びその取り扱おうとする動物の数が環境省令で定める数に満たない者を除く。）は、第 35 条の規定に基づき同条第 1 項に規定する都道府県等が犬又は猫の取扱いを行う場合その他環境省令で定める場合を除き、飼養施設を設置する場所ごとに、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める書類を添えて、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一～七 （略）

(準用規定)

第 24 条の 4 第 16 条第 1 項（第 5 号に係る部分を除く。）、第 20 条、第 21 条、第 23 条（第 2 項を除く。）及び第 24 条の規定は、第二種動物取扱業者について準用する。この場合において、第 20 条中「第 10 条から前条まで」とあるのは「第 24 条の 2 の 2、第 24 条の 3 及び第 24 条の 4 第 1 項において準用する第 16 条第 1 項（第 5 号に係る部分を除く。）」と、「登録」とあるのは「届出」と、第 23 条第 1 項中「第 21 条第 1 項又は第 2 項」とあるのは「第 24 条の 4 第 1 項において準用する第 21 条第 1 項又は第 2 項」と、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「第 1 項」と、同条第 4 項中「第 1 項又は第 2 項」とあるのは「第 1 項」と、同条第 5 項中「第 1 項、第 2 項及び前項」とあるのは「第 1 項及び前項」と、第 24 条第 1 項中「第 10 条から第 19 条まで及び第 21 条から前条まで」とあるのは「第 24 条の 2 の 2、第 24 条の 3 並びに第 24 条の 4 第 1 項において準用する第 16 条第 1 項（第 5 号に係る部分を除く。）、第 21 条及び第 23 条（第 2 項を除く。）」と、「事業所」とあるのは「飼養施設を設置する場所」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 前項に規定するもののほか、犬猫等の譲渡しを業として行う第二種動物取扱業者については、第 21 条の 5 第 1 項の規定を準用する。この場合において、同項中「所有し、又は占有する」とあるのは「所有する」と、「所有し、若しくは占有した」とあるのは「所有した」と、「販売若しくは引渡し」とあるのは「譲渡し」と読み替えるものとする。

第 25 条 都道府県知事は、動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によつて周辺的生活環境が損なわれて

いる事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

- 2 都道府県知事は、前項の環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 4 都道府県知事は、動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、当該事態を改善するために必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告することができる。
- 5 都道府県知事は、前3項の規定の施行に必要な限度において、動物の飼養又は保管をしている者に対し、飼養若しくは保管の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該動物の飼養若しくは保管をしている者の動物の飼養若しくは保管に係る場所のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。
- 6 第24条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。
- 7 都道府県知事は、市町村（特別区を含む。）の長（指定都市の長を除く。）に対し、第2項から第5項までの規定による勧告、命令、報告の徴収又は立入検査に関し、必要な協力を求めることができる。

（報告及び検査）

- 第33条 都道府県知事は、第26条から第29条まで及び前2条の規定の施行に必要な限度において、特定動物飼養者に対し、特定飼養施設の状況、特定動物の飼養又は保管の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該特定動物飼養者の特定飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、特定飼養施設その他の物件を検査させることができる。
- 2 第24条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第47条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一・二 （略）

三 第24条第1項（第24条の4第1項において読み替えて準用する場合を含む。）、第24条の2第3項若しくは第33条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

四 （略）

第 47 条の 2 第 25 条第 5 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20 万円以下の罰金に処する。

○公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）（抄）

（認定等）

第 4 条 （略）

2・3 （略）

4 都道府県知事（前項の政令で定める市にあつては、当該市の長とする。第 45 条から第 48 条まで及び第 143 条を除き、以下同じ。）は、第 1 項又は第 2 項の認定（第 6 項、第 13 条第 2 項、第 49 条第 1 項及び第 2 項、第 52 条第 1 項、第 62 条第 1 項並びに第 119 条第 5 項を除き、以下本則において単に「認定」という。）を行なつたときは、当該認定を受けた者（第 6 条の規定による申請に基づいて認定を受けた者を除き、以下「被認定者」という。）に対し、公害医療手帳を交付する。

5・6 （略）

（公害医療機関に対する報告の徴収等）

第 139 条 都道府県知事は、療養の給付に関し必要があると認めるときは、公害医療機関に対し報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を求め、公害医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者に対して出頭を求め、又はその職員に、公害医療機関の施設に立ち入り、関係者に質問させ、若しくはその設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 公害医療機関が、第 1 項の規定により報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を求められて、正当な理由がなくこれに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は公害医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者が、同項の規定により出頭を求められて、正当な理由がなくこれに従わず、同項の規定による質問に対して、正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、都道府県知事は、当該公害医療機関に対する診療報酬の支払を一時差し止めることができる。

(診療を行なった者等に対する報告の徴収等)

第 140 条 都道府県知事は、認定又は補償給付（療養の給付を除く。以下この項において同じ。）の支給に関し必要があると認めるときは、当該認定の申請に係る診断又は補償給付に関する診療、薬剤の支給若しくは手当を行なった者又はこれを使用する者に対し、その行なった診断又は診療、薬剤の支給若しくは手当につき、報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を求め、又はその職員に質問させることができる。

2 前条第 2 項の規定は前項の規定による質問について、同条第 3 項の規定は前項の規定による権限について準用する。

第 146 条 次の各号の一に該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第 140 条第 1 項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を求められて、これに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

第 149 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 146 条第 1 号若しくは第 3 号又は第 147 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

○振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）（抄）

(報告及び検査)

第 17 条 市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定施設を設置する者若しくは特定建設作業を伴う建設工事を施工する者に対し、特定施設の状況、特定建設作業の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、特定施設を設置する者の特定工場等若しくは特定建設作業を伴う建設工事を施工する者の建設工事の場所に立ち入り、特定施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第 26 条 第 7 条第 1 項、第 8 条第 1 項若しくは第 2 項若しくは第 14 条第 1 項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は第 17 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは

忌避した者は、10万円以下の罰金に処する。

○浄化槽法（昭和58年法律第43号）（抄）

（報告徴収、立入検査等）

第53条 当該行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、次に掲げる者に、その管理する浄化槽の保守点検若しくは浄化槽の清掃又は業務に関し報告させることができる。

一 浄化槽管理者

二 浄化槽製造業者

三 浄化槽工事業者

四 浄化槽清掃業者

五 第10条第3項の規定により委託を受けた浄化槽の保守点検を業とする者又は浄化槽管理士

六 指定検査機関

七 第42条第1項第2号又は第45条第1項第2号に規定する指定講習機関

八 第43条第4項又は第46条第4項に規定する指定試験機関

2 当該行政庁は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、その職員に、前項各号に掲げる者の事務所若しくは事業場又は浄化槽のある土地若しくは建物に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

3 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第64条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一～十 （略）

十一 第29条第3項の規定に違反して浄化槽工事を行った者

第65条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定試験機関又は指定講習機関の役員及び職員は、30万円以下の罰金に処する。

一～三 （略）

四 第53条第2項（同条第1項第7号又は第8号に掲げる者に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同条第2項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

○湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年法律第 61 号）（抄）

（報告及び検査）

第 21 条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、指定施設を設置している者に対し、指定施設の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その者の当該施設を設置する場所に立ち入り、指定施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（準用指定施設）

第 22 条 前 3 条の規定は、湖沼特定施設であつて、指定施設に準ずるものとして政令で定めるものについて準用する。この場合において、第 20 条第 3 項中「第 15 条第 1 項の規定」とあるのは「水質汚濁防止法第 5 条第 1 項の規定」と、「第 17 条第 1 項の規定」とあるのは「同法第 7 条の規定」と読み替えるものとする。

（報告及び検査等）

第 32 条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、第 30 条第 2 項又は前条第 1 項の規定による処分を受けた者に対し、当該処分に係る措置の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、湖辺環境保護地区内の土地若しくは建物内に立ち入り、第 30 条第 1 項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の湖辺環境に及ぼす影響を調査させることができる。

2 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査又は立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（政令で定める市の長による事務の処理）

第 42 条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務（第 3 条第 1 項（同条第 7 項において準用する場合を含む。）、第 4 条第 1 項、第 7 条第 1 項、第 23 条第 1 項及び第 3 項、第 25 条第 1 項、第 26 条第 1 項並びに第 29 条第 1 項に規定する事務を除く。）の一部は、指定地域の全部又は一部が政令で定める市の区域内にある場合には、

その区域については、政令で定めるところにより、当該市の長が行うこととすることができる。

2 (略)

第 46 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第 32 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第 47 条 次の各号のいずれかに該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第 21 条第 1 項（第 22 条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

○特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（平成 6 年法律第 9 号）（抄）

（報告及び検査）

第 18 条 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、水道水源特定事業場から排出水を排出する者又は指定地域において構造等基準に係る施設を設置する者に対し、特定施設等の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、特定施設等を設置する場所に立ち入り、その特定施設等その他の物件を検査させることができる。

2 (略)

3 水質汚濁防止法第 22 条第 4 項及び第 5 項の規定は、第 1 項の規定による立入検査について準用する。

（※水質汚濁防止法第 22 条第 4 項及び第 5 項）

4 第 1 項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

5 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（政令で定める市の長による事務の処理）

第 27 条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務（第 4 条第 1 項及び第

8 項、第 5 条第 1 項、第 9 条第 1 項及び第 3 項、第 23 条並びに第 24 条に規定する事務を除く。)の一部は、指定地域の全部又は一部が政令で定める市(特別区を含む。以下同じ。)の区域内にある場合には、その区域については、政令で定めるところにより、当該市の長が行うこととすることができる。

2 (略)

第 31 条 次の各号のいずれかに該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第 18 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

○ダイオキシン類対策特別措置法(平成 11 年法律第 105 号)(抄)

(都道府県知事等による調査測定)

第 27 条 都道府県知事は、国の地方行政機関の長及び地方公共団体の長と協議して、当該都道府県の区域に係る大気、水質及び土壌のダイオキシン類による汚染の状況についての調査測定をするものとする。

2・3 (略)

4 国の行政機関の長又は都道府県知事は、土壌のダイオキシン類による汚染の状況を調査測定するため、必要があるときは、その必要の限度において、その職員に、土地に立ち入り、土壌その他の物につき調査測定させ、又は調査測定のため必要な最少量に限り土壌その他の物を無償で集取させることができる。

5 前項の規定により立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(報告及び検査)

第 34 条 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定施設を設置している者に対し、特定施設の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、特定事業場に立ち入り、特定施設その他の物件を検査させることができる。

2 (略)

3 第 1 項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(政令で定める市の長による事務の処理)

第 41 条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市（特別区を含む。次項において同じ。）の長が行うこととすることができる。

2 (略)

第 47 条 次の各号のいずれかに該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第 34 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

○ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号）（抄）

第 19 条 第 8 条第 1 項、第 9 条、第 10 条第 2 項及び第 4 項、第 11 条、第 16 条、第 24 条並びに第 25 条の規定は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品について準用する。この場合において、第 8 条第 1 項中「保管事業者及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分（再生を含む。第 26 条第 2 項及び第 3 項を除き、以下同じ。）をする者（以下「保管事業者等」という。）」とあるのは「所有事業者」と、「保管及び処分の状況」とあるのは「廃棄の見込み」と、「保管の場所」とあるのは「所在の場所」と、第 9 条中「保管及び処分の状況」とあるのは「廃棄の見込み」と、第 10 条第 2 項中「前項」とあるのは「第 18 条第 1 項」と、「処分」とあるのは「廃棄」と、同条第 4 項中「前項第 2 号」とあるのは「第 18 条第 2 項第 2 号」と、第 11 条中「保管事業者」とあるのは「所有事業者」と、「確実かつ適正な」とあるのは「確実な廃棄及び廃棄した高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の確実かつ適正な」と、第 16 条第 1 項中「保管事業者」とあるのは「所有事業者」と、「保管するポリ塩化ビフェニル廃棄物」とあるのは「所有する高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品」と、同条第 2 項中「保管事業者」とあるのは「所有事業者」と、第 24 条中「保管事業者等」とあるのは「所有事業者（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を所有するものに限る。次条第 1 項において同じ。）」と、「保管する」とあるのは「所有する」と、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又は処分」とあるのは「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄」と、第 25 条第 1 項中「保管事業者等」とあるのは「所有事業者」と、「保管する」とあるのは「所有する」と、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又は処分」とあるのは「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄」と、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物若しくは」とあるのは「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品若しくは」と読み替える

ものとする。

(立入検査等)

第 25 条 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、保管事業者等又は高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であることの疑いのある物を保管する事業者その他の関係者の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又は処分に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度においてポリ塩化ビフェニル廃棄物若しくは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であることの疑いのある物を無償で収去させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

○土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）（抄）

(指定の申請)

第 14 条 土地の所有者等は、第 3 条第 1 項本文及び第 8 項、第 4 条第 3 項本文並びに第 5 条第 1 項の規定の適用を受けない土地（第 4 条第 2 項の規定による土壌汚染状況調査の結果の提出があった土地を除く。）の土壌の特定有害物質による汚染の状況について調査した結果、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が第 6 条第 1 項第 1 号の環境省令で定める基準に適合しないと思料するときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、当該土地の区域について同項又は第 11 条第 1 項の規定による指定をすることを申請することができる。この場合において、当該土地に当該申請に係る所有者等以外の所有者等がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならない。

2・3 (略)

4 都道府県知事は、第 1 項の申請があった場合において、必要があると認めるときは、当該申請をした者に対し、申請に係る調査に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該申請に係る土地に立ち入り、当該申請に係る調査の実施状況を検査させることができる。

(報告及び検査)

第 54 条 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、土壌汚染状況調査に係る土地若しくは要措置区域等内の土地の所有者等又は要措置区域等内の土

地において汚染の除去等の措置若しくは土地の形質の変更を行い、若しくは行った者に対し、当該土地の状況、当該汚染の除去等の措置若しくは土地の形質の変更の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、当該土地に立ち入り、当該土地の状況若しくは当該汚染の除去等の措置若しくは土地の形質の変更の実施状況を検査させることができる。

2 (略)

3 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出した者又は汚染土壌の運搬を行った者に対し、汚染土壌の運搬若しくは処理の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、当該汚染土壌の積卸しを行う場所その他の場所若しくは汚染土壌の運搬の用に供する自動車その他の車両若しくは船舶（以下この項において「自動車等」という。）に立ち入り、当該汚染土壌の状況、自動車等若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、汚染土壌処理業者又は汚染土壌処理業者であった者に対し、その事業に関し必要な報告を求め、又はその職員に、汚染土壌処理業者若しくは汚染土壌処理業者であった者の事務所、汚染土壌処理施設その他の事業場に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

5 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その指定に係る指定調査機関に対し、その業務若しくは経理の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、その者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

6 (略)

7 第1項又は第3項から前項までの規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

8 第1項又は第3項から第6項までの立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(政令で定める市の長による事務の処理)

第64条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市（特別区を含む。）の長が行うこととすることができる。

第67条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一～三 (略)

四 第54条第1項若しくは第3項から第6項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

○土壌汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）（抄）

（立入検査の身分証明書）

第 57 条 法第 14 条第 4 項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す様式第 21 による証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）（抄）

（※）現行の施行規則において様式の定めのない第 31 条第 1 項に規定する実地調査に係る参照条文を含む。（2（7）関係）

（実地調査）

第 31 条 環境大臣又は都道府県知事は、第 28 条第 1 項又は第 29 条第 1 項若しくは第 7 項第 4 号の規定による指定をするための実地調査に必要な限度において、その職員に、他人の土地に立ち入らせることができる。

2 環境大臣又は都道府県知事は、その職員に前項の規定による立入りをさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者又は占有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 第 1 項の規定による立入りをする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、第 1 項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

（報告徴収及び立入検査等）

第 75 条 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、第 9 条第 1 項の許可を受けた者、認定鳥獣捕獲等事業者、鳥獣（その加工品を含む。）若しくは鳥類の卵の販売、輸出、輸入若しくは加工をしようとする者、特別保護地区の区域内において第 29 条第 7 項各号に掲げる行為をした者、狩猟免許を受けた者若しくは狩猟者登録を受けた者又は猟区設定者に対し、その行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、特別保護地区の区域内において第 29 条第 7 項各号に掲げる行為をした者が所有し、又は占有する土地に立ち入り、その者がした行為の実施状況について検査させ、若しくは関係者に質問させ、又はその行為が鳥獣の保護若しくは鳥獣の生息地の保護に及ぼす影響について調査をさせることができる。

- 3 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、鳥獣保護区、休猟区、猟区、店舗その他の必要な場所に立ち入り、狩猟をする者その他の者の所持する鳥獣（その加工品を含む。）又は鳥類の卵を検査させることができる。
- 4 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、認定鳥獣捕獲等事業者の事務所その他の必要な場所に立ち入り、認定鳥獣捕獲等事業の実施状況又は帳簿、書類その他の物件について検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 5 第2項の規定による立入検査若しくは立入調査又は前2項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第86条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一～四 （略）

五 第31条第4項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入りを拒み、又は妨げた者

六～八 （略）

九 第75条第2項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

十・十一 （略）

○平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号）（抄）

（汚染状況重点調査地域内の汚染の状況の調査測定）

第34条 （略）

2 （略）

3 都道府県知事等は、事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について調査測定をするため、必要があるときは、その必要の限度において、その職員に、土地又は工作物に立ち入り、土壌その他の物につき調査測定をさせ、又は調査測定のため必要な最小量に限り土壌その他の物を無償で収去させることができる。

4 （略）

5 第3項の規定による立入り、調査測定又は収去をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

6 （略）

（立入検査）

第 50 条 (略)

2～4 (略)

- 5 除染実施計画を定めた都道府県知事等は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、除染実施区域に係る除染等の措置等を行った者その他の関係者の事務所、事業場、車両、船舶その他の場所に立ち入り、当該除染等の措置等に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において除去土壌等を無償で収去させることができる。
- 6 前各項の規定により立ち入り、検査又は収去をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 7 第 1 項から第 5 項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

2 (2) 関係

○自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）（抄）

（報告及び立入検査）

第41条 都道府県知事は、第33条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、対象自動車を使用する事業者に対し、その使用する対象自動車の台数を報告させ、又はその職員に、対象自動車を使用する事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 都道府県知事は、第34条及び第35条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定事業者に対し、その業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、特定事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 都道府県知事は、第36条第1項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、周辺地域内自動車を使用する事業者に対し、その使用する周辺地域内自動車の台数及び指定地区内における運行の状況に関し報告させ、又はその職員に、周辺地域内自動車を使用する事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4 都道府県知事は、第37条及び第39条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、周辺地域内事業者に対し、その業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、周辺地域内事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

5 前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

6 第1項から第4項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第50条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

一～六 （略）

七 第34条、第37条若しくは第41条第1項から第4項まで（これらの規定を第43条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第41条第1項から第4項まで（第43条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

2（3）関係

○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）（抄）
（報告及び検査）

第11条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、特定事業者に対し、公害防止統括者、公害防止管理者若しくは公害防止主任管理者又はこれらの代理者の職務の実施状況の報告を求め、又はその職員に、特定工場に立ち入り、書類その他の物件を検査させることができる。

2 （略）

3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第1項又は第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（市町村が処理する事務）

第14条 この法律に規定する都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市の長（政令で定める特別区の区長を含むものとし、第2条各号の政令で定める施設のうち騒音発生施設又は振動発生施設のみが設置されている特定工場に係る事務については、市町村長とする。）が行うこととすることができる。

第17条 次の各号の一に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

一 （略）

二 第11条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

2（4）関係

○農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）（抄）

（立入調査等）

第13条 農林水産大臣若しくは環境大臣又は都道府県知事は、農用地の土壌の特定有害物質による汚染の状況を調査測定するため必要があるときは、その必要の限度において、その職員に、農用地に立ち入り、土壌若しくは農作物等につき調査測定させ、又は調査測定のため必要な最少量に限り土壌若しくは農作物等が無償で集取させることができる。

2 前項の規定により立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（罰則）

第17条 第13条第1項の規定による調査測定又は集取を拒み、妨げ、又は忌避した者は、3万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

2（5）関係

○フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）（抄）
（立入検査）

第92条 主務大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、その職員に、フロン類若しくは指定製品の製造業者等、第一種特定製品の管理者、第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、特定解体工事元請業者、第一種フロン類引渡受託者、第一種フロン類充填回収業者、第一種特定製品引取等実施者、第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者の事務所若しくは事業所、第一種特定製品を設置する場所、第一種特定製品の引取り等を行う場所、解体工事に係る建築物その他の工作物若しくは解体工事の場所又はフロン類の充填、回収若しくは再生の業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は試験のため必要な最小限度の分量に限り試料を無償で収去させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 （略）

第107条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

一・二 （略）

三 第92条第1項の規定による検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

○使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）（抄）
（立入検査）

第131条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、その職員に、関連事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 （略）

3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

2（6）関係

○特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）（抄）

（立入検査）

第30条（略）

2 都道府県知事は、第18条第1項又は第28条第2項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、特定特殊自動車の使用者の工場若しくは事業場又は特定特殊自動車の所在すると認められる場所に立ち入り、特定特殊自動車、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3・4（略）

5 第1項又は第2項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

6 第1項又は第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第41条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一～六（略）

七 第30条第1項又は第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

2 (7) 関係

○工業用水法（昭和 31 年法律第 146 号）（抄）

（土地の立入り）

第 22 条 経済産業大臣及び環境大臣又は都道府県知事は、この法律を施行するため地下水の水源又は地盤の状況に関する測量又は実地調査を行う必要があるときは、その職員に他人の土地に立ち入らせることができる。

2 経済産業大臣及び環境大臣又は都道府県知事は、前項の規定によりその職員に他人の土地に立ち入らせようとするときは、立入りの日の五日前までに、その旨を土地の占有者に通知しなければならない。

3 第 1 項の規定により他人の土地に立ち入る職員は、立入りの際あらかじめその旨を土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前又は日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、第 1 項の規定による立入りをしてはならない。

5 第 1 項の規定により他人の土地に立ち入る職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

6 国又は都道府県（指定都市の区域内にあつては、指定都市）は、第 1 項の規定による立入りによつて損失を生じたときは、損失を受けた者に対し、これを補償しなければならない。

（立入検査）

第 25 条 都道府県知事は、この法律を施行するため必要な限度において、その職員に、許可井戸の設置の場所又は許可井戸に係る使用者の工場若しくは事業場に立ち入り、許可井戸その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第 29 条 次の各号の一に該当する者は、3 万円以下の罰金に処する。

一・二 （略）

三 第 23 条の規定に違反して第 22 条第 1 項の規定による立入を拒み、又は妨げた者

四 （略）

五 第 25 条第 1 項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

○建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和 37 年法律第 100 号）（抄）

（土地の立入り）

第 11 条 環境大臣又は都道府県知事は、この法律を施行するため地下水又は地盤の状況に関する測量又は実地調査を行なう必要がある場合においては、その職員に他人の土地に立ち入らせることができる。

2 環境大臣又は都道府県知事は、前項の規定によりその職員に他人の土地に立ち入らせようとする場合においては、立入りの日の五日前までに、その旨を土地の占有者に通知しなければならない。

3 第 1 項の規定により他人の土地に立ち入る職員は、立入りの際あらかじめ、その旨を土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前又は日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、第 1 項の規定による立入りをしてはならない。

5 第 1 項の規定により他人の土地に立ち入る職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

6 国又は都道府県（指定都市の区域内にあつては、指定都市。以下この条において同じ。）は、第 1 項の規定による立入りにより他人に損失を与えた場合においては、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

7 前項の規定による損失の補償については、国又は都道府県と損失を受けた者とが協議しなければならない。

8 前項の規定による協議が成立しない場合においては、国、都道府県又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 94 条第 2 項の規定による裁決を申請することができる。

第 12 条 土地の占有者は、正当な理由がなければ、前条第 1 項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

（立入検査）

第 14 条 都道府県知事は、この法律による権限を行なうため必要な限度において、その職員に、建築物用地下水を採取するための設備の設置の場所又は当該設備により建築物用地下水を採取する者の事業所若しくは事務所に立ち入り、当該設備その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第 18 条 次の各号の一に該当する者は、3 万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第 12 条の規定に違反して第 11 条第 1 項の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げた者

三 (略)

四 第 14 条第 1 項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）（抄）

（立入検査）

第 43 条 都道府県知事は、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施を確保するために必要な限度において、政令で定めるところにより、その職員に、対象建設工場の現場又は対象建設工事受注者の営業所その他営業に係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（政令で定める市町村の長による事務の処理）

第 46 条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市町村（特別区を含む。）の長が行うこととすることができる。

第 51 条 次の各号のいずれかに該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。

一～五 (略)

六 第 43 条第 1 項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

※鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 31 条第 1 項に規定する実地調査に係る参照条文については、2（1）の同法の部分に含めた。